

**静岡県告示第145号の3**

令和5年3月10日、県議会の議決を経た令和5年度静岡県一般会計予算1件、特別会計予算11件及び企業会計予算5件は、次のとおりである。

令和5年3月10日

静岡県知事 川 勝 平 太

第 1 号 議 案

## 令和 5 年度 静岡県 一般会計 予算

令和 5 年度 静岡県 の一般会計 の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,370,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(県 債)

第 3 条 法第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 県債」による。

(一時借入金)

第 4 条 法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第 5 条 法第220条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

## 第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県税		489,000,000
	1 県民税	132,494,000
	2 事業税	140,443,000
	3 地方消費税	103,127,000
	4 不動産取得税	10,590,000
	5 県たばこ税	4,032,000
	6 ゴルフ場利用税	2,542,000
	7 軽油引取税	38,049,000
	8 自動車税	56,444,000
	9 鉱区税	4,000
	10 核燃料税	1,240,000
	11 狩猟税	35,000
2 地方消費税清算金		193,505,000
	1 地方消費税清算金	193,505,000
3 地方譲与税		66,300,000
	1 特別法人事業譲与税	63,449,000
	2 地方揮発油譲与税	2,021,000
	3 石油ガス譲与税	78,000
	4 自動車重量譲与税	543,000

	5 森林環境譲与税	181,000
	6 航空機燃料譲与税	28,000
4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	2,180,000
5 地方交付税	1 地方交付税	181,900,000
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	1,000,000
7 分担金及び負担金	1 負担金	4,812,588
8 使用料及び手数料	1 使用料	9,576,761
	2 手数料	508,785
	3 証紙収入	4,488,000
9 国庫支出金	1 国庫負担金	48,222,277
	2 国庫補助金	146,450,490
	3 委託金	3,034,752
10 財産収入	1 財産運用収入	859,695
	2 財産売却収入	2,129,529

1 1 寄附金		268,618
	1 寄附金	268,618
1 2 繰入金		70,807,367
	1 特別会計繰入金	478,298
	2 基金繰入金	70,329,069
1 3 繰越金		3,000,000
	1 繰越金	3,000,000
1 4 諸収入		25,431,138
	1 延滞金、加算金及び過料等	554,542
	2 預金利子	6,200
	3 貸付金元利収入	320,378
	4 受託事業収入	1,021,298
	5 収益事業収入	6,371,000
	6 利子割精算金収入	1,000
	7 雑入	17,156,720
1 5 県債		116,825,000
	1 県債	116,825,000
歳 入 合 計		1,370,300,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議会費	1 議会費	1,991,616
		1,991,616
2 知事直轄組織費	1 知事直轄組織費	6,444,410
		6,444,410
3 危機管理費	1 危機管理費	6,675,749
		6,675,749
4 経営管理費	1 経営管理費	34,935,067
	2 徴税費	20,615,862
	3 地域振興費	9,121,946
	4 選挙費	1,601,033
	5 出納費	1,328,333
	6 人事委員会費	1,790,955
	7 監査委員費	228,986
		247,952
5 暮らし・環境費	1 暮らし・環境費	11,153,847
	2 県民生活費	3,279,872
	3 建築住宅費	594,592
	4 環境費	1,656,253
		5,623,130

<p>6 スポーツ・文化観光費</p>	<p>1 スポーツ・文化観光費</p> <p>2 スポーツ費</p> <p>3 文化費</p> <p>4 観光交流費</p> <p>5 空港振興費</p>	<p>14,780,023</p> <p>2,500,411</p> <p>1,551,024</p> <p>5,307,516</p> <p>2,349,897</p> <p>3,071,175</p>
<p>7 健康福祉費</p>	<p>1 健康福祉費</p> <p>2 福祉長寿費</p> <p>3 こども未来費</p> <p>4 障害者支援費</p> <p>5 医療費</p> <p>6 感染症対策費</p> <p>7 健康費</p> <p>8 生活衛生費</p>	<p>320,077,590</p> <p>10,702,854</p> <p>62,589,687</p> <p>50,242,738</p> <p>24,483,487</p> <p>33,576,794</p> <p>62,407,081</p> <p>75,653,934</p> <p>421,015</p>
<p>8 経済産業費</p>	<p>1 経済産業費</p> <p>2 産業革新費</p> <p>3 就業支援費</p> <p>4 商工業費</p> <p>5 農業費</p> <p>6 農地費</p> <p>7 森林・林業費</p> <p>8 水産・海洋費</p>	<p>84,274,486</p> <p>13,817,981</p> <p>7,218,739</p> <p>2,169,951</p> <p>21,475,492</p> <p>8,300,240</p> <p>19,275,474</p> <p>10,381,393</p> <p>1,539,415</p>

	9 労働委員会費	95,801
9 交通基盤費		119,141,149
	1 交通基盤管理費	7,733,221
	2 建設経済費	101,766
	3 建築管理費	54,873
	4 道路費	47,098,418
	5 河川砂防費	36,959,828
	6 港湾費	14,304,891
	7 都市費	12,888,152
10 警察費		80,904,656
	1 警察管理費	77,506,572
	2 警察活動費	3,398,084
11 教育費		237,105,875
	1 総合教育費	11,850
	2 教育委員会費	20,488,345
	3 小学校費	58,263,723
	4 中学校費	35,531,924
	5 高等学校費	53,841,364
	6 大学費	7,373,468
	7 特別支援学校費	27,939,177
	8 学校教育費	2,946,837
	9 社会教育費	781,395
	10 私学振興費	29,927,792

<p>1 2 災害対策費</p>	<p>1 観光施設災害復旧費</p> <p>2 空港施設災害復旧費</p> <p>3 社会福祉施設災害復旧費</p> <p>4 農林水産施設災害復旧費</p> <p>5 土木施設災害復旧費</p> <p>6 教育施設災害復旧費</p> <p>7 災害対策諸費</p>	<p>25,264,532</p> <p>30,000</p> <p>50,000</p> <p>282,000</p> <p>6,897,000</p> <p>16,283,000</p> <p>430,000</p> <p>1,292,532</p>
<p>1 3 公債費</p>	<p>1 公債費</p>	<p>191,235,000</p> <p>191,235,000</p>
<p>1 4 諸支出金</p>	<p>1 地方消費税清算金</p> <p>2 所得割交付金</p> <p>3 利子割交付金</p> <p>4 配当割交付金</p> <p>5 株式等譲渡所得割交付金</p> <p>6 法人事業税交付金</p> <p>7 地方消費税交付金</p> <p>8 ゴルフ場利用税交付金</p> <p>9 軽油引取税交付金</p> <p>1 0 自動車税環境性能割交付金</p> <p>1 1 利子割精算金</p> <p>1 2 旧法による自動車取得税交付金</p> <p>1 3 県税還付金</p>	<p>234,816,000</p> <p>99,894,000</p> <p>335,000</p> <p>286,000</p> <p>3,199,000</p> <p>3,166,000</p> <p>9,710,000</p> <p>98,286,000</p> <p>1,800,000</p> <p>11,673,000</p> <p>2,263,000</p> <p>1,000</p> <p>3,000</p> <p>4,200,000</p>

15 予備費		1,500,000
	1 予備費	1,500,000
歳出合計		1,370,300,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	令和 5 年度から 令和15年度まで	元金1,065,000,000千円に利子を加えた額
2 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（グリーン ボンド）	令和 5 年度から 令和15年度まで	元金108,400,000千円に利子を加えた額
3 総合庁舎ネットワーク設備 改修工事（第 2 期）契約	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	188,000千円 （工事予定額 188,000千円） （令和 5 年度計上予算額 0千円）
4 静岡県庁別館塔屋鉄骨塗装 他修繕工事契約	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	64,000千円 （工事予定額 74,000千円） （令和 5 年度計上予算額 10,000千円）
5 静岡県庁西館昇降機改修工 事契約	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	42,000千円 （工事予定額 83,542千円） （令和 5 年度計上予算額 41,542千円）
6 浜松総合庁舎空調設備更新 工事契約	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	307,000千円 （工事予定額 341,064千円） （令和 5 年度計上予算額 34,064千円）
7 防災・減災強化資金（耐震 補強 T O U K A I - 0 型）の 利子補給	令和 5 年度から 令和20年度まで	47,451千円
8 盛土規制法基礎調査業務委 託契約	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	79,800千円 （委託予定額 133,550千円） （令和 5 年度計上予算額 53,750千円）

9 静岡県コンベンションアーツセンター非常用発電機更新工事契約	令和5年度から 令和6年度まで	485,000千円 (工事予定額 485,000千円) 令和5年度計上予算額 0千円)
10 静岡県コンベンションアーツセンターワイヤレスインカム更新工事契約	令和5年度から 令和6年度まで	56,000千円 (工事予定額 56,000千円) 令和5年度計上予算額 0千円)
11 美術館本館講堂舞台音響設備更新工事契約	令和5年度から 令和6年度まで	46,000千円 (工事予定額 46,000千円) 令和5年度計上予算額 0千円)
12 美術館ロダン館非常用発電設備更新工事契約	令和5年度から 令和6年度まで	80,000千円 (工事予定額 80,000千円) 令和5年度計上予算額 0千円)
13 富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)整備事業ECI委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	5,000千円 (委託予定額 10,000千円) 令和5年度計上予算額 5,000千円)
14 空港整備事業工事契約(滑走路端安全区域)	令和5年度から 令和8年度まで	3,130,000千円 (工事予定額 3,530,000千円) 令和5年度計上予算額 400,000千円)
15 陽子線治療費に対する利子補給	令和5年度から 令和10年度まで	750千円
16 感染症対策情報プラットフォーム構築業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	29,000千円 (委託予定額 29,000千円) 令和5年度計上予算額 0千円)
17 離職者等再就職支援事業委託契約	令和5年度から 令和8年度まで	232,000千円 (委託予定額 328,675千円) 令和5年度計上予算額 96,675千円)
18 障害者再就職支援事業委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	2,400千円 (委託予定額 15,072千円) 令和5年度計上予算額 12,672千円)

19 静岡県信用保証協会に対する損失補償	令和5年度から 令和21年度まで	680,000千円
20 静岡県中小企業向制度融資に係る利子補給	令和5年度から 令和20年度まで	4,864,000千円
21 産業成長促進資金に係る利子補給	令和5年度から 令和15年度まで	103,500千円
22 農林技術研究所茶業研究センター新棟建築工事監理業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	14,900千円 ( 委託予定額 18,609千円 ) ( 令和5年度計上予算額 3,709千円 )
23 農林技術研究所茶業研究センター新棟建築工事契約	令和5年度から 令和6年度まで	1,496,000千円 ( 工事予定額 1,626,100千円 ) ( 令和5年度計上予算額 130,100千円 )
24 農林技術研究所茶業研究センター試験検査機器取得契約	令和5年度から 令和6年度まで	30,000千円 ( 取得予定額 30,000千円 ) ( 令和5年度計上予算額 0千円 )
25 地方卸売市場近代化資金の利子補給	令和5年度から 令和11年度まで	400千円
26 公益社団法人静岡県農業振興公社が行う農地売買等事業の資金の損失補償	令和5年度から 令和11年度まで	167,000千円
27 公益社団法人静岡県農業振興公社が行う農地中間管理事業の条件整備資金の損失補償	令和5年度から 令和16年度まで	156,000千円
28 農業振興資金の利子補給	令和5年度から 令和26年度まで	278,767千円
29 家畜疾病緊急対策資金に係る利子補給	令和5年度から 令和13年度まで	31,210千円

30 農業農村整備事業設計業務委託契約（県営基幹農業水利施設機能保全向上対策事業三方原花川用水地区）	令和5年度から 令和6年度まで	5,000千円  （委託予定額 20,000千円） （令和5年度計上予算額 15,000千円）
31 農業農村整備事業等工事契約（県営基幹農業水利施設機能保全向上対策事業毘沙門排水機場保全地区ほか50件）	令和5年度から 令和8年度まで	7,565,000千円  （工事予定額 10,923,000千円） （令和5年度計上予算額 3,358,000千円）
32 林業近代化資金の利子補給	令和5年度から 令和10年度まで	23千円
33 水産・海洋技術研究所浜名湖分場調査船「はまな」代船取得契約	令和5年度から 令和6年度まで	16,000千円  （取得予定額 16,000千円） （令和5年度計上予算額 0千円）
34 水産業振興資金の利子補給	令和5年度から 令和26年度まで	431,000千円
35 県単独道路施設小規模修繕等業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	420,000千円  （委託予定額 1,750,000千円） （令和5年度計上予算額 1,330,000千円）
36 道路事業設計業務委託契約（一般国道473号ほか1件）	令和5年度から 令和6年度まで	39,000千円  （委託予定額 84,000千円） （令和5年度計上予算額 45,000千円）
37 道路事業橋梁点検業務委託契約（橋梁点検ほか2件）	令和5年度から 令和6年度まで	195,000千円  （委託予定額 390,000千円） （令和5年度計上予算額 195,000千円）
38 道路事業工事契約（一般国道135号ほか75件）	令和5年度から 令和7年度まで	10,257,000千円  （工事予定額 15,570,000千円） （令和5年度計上予算額 5,313,000千円）
39 県単独交通安全施設修繕業務委託契約（照明施設修繕ほか1件）	令和5年度から 令和7年度まで	53,000千円  （委託予定額 192,000千円） （令和5年度計上予算額 139,000千円）

40 県単独道路事業工事契約 (主要地方道掛川浜岡線)	令和5年度から 令和6年度まで	60,000千円  ( 工事予定額 70,000千円 ) ( 令和5年度計上予算額 10,000千円 )
41 道路事業用地補償契約	令和5年度から 令和7年度まで	168,000千円  ( 用地補償予定額 557,000千円 ) ( 令和5年度計上予算額 389,000千円 )
42 河川事業工事契約(西川ほか17件)	令和5年度から 令和8年度まで	6,015,000千円  ( 工事予定額 8,970,000千円 ) ( 令和5年度計上予算額 2,955,000千円 )
43 静岡県土地開発公社事業資金による河川事業等国庫補助事業用地譲受契約	令和5年度から 令和9年度まで	静岡県土地開発公社が、令和5年度において借り受ける事業資金3,304,000千円の範囲内で取得する土地を、県は、河川事業等国庫補助事業用地として譲り受けるものとし、投資額に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を、令和9年度までに支払う。
44 静岡県土地開発公社が行う河川事業等国庫補助事業用地の先買い資金の債務保証	令和5年度から 令和9年度まで	静岡県土地開発公社が、令和5年度において金融機関等から、河川事業等国庫補助事業用地の先買い資金の融通を受ける場合、県は、金融機関等に対して債務を保証する。  ただし、債務保証の総額は、3,304,000千円に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を限度とする。
45 海岸事業工事契約(沼津牛臥海岸ほか3件)	令和5年度から 令和6年度まで	550,000千円  ( 工事予定額 902,000千円 ) ( 令和5年度計上予算額 352,000千円 )
46 静岡モデル防潮堤整備促進事業工事契約	令和5年度から 令和7年度まで	1,769,500千円  ( 工事予定額 1,900,000千円 ) ( 令和5年度計上予算額 130,500千円 )
47 砂防事業工事契約(稲荷沢)	令和5年度から 令和6年度まで	80,000千円  ( 工事予定額 130,000千円 ) ( 令和5年度計上予算額 50,000千円 )

48 港湾施設小規模修繕等業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	7,500千円 (委託予定額 30,000千円) 令和5年度計上予算額 22,500千円)
49 漁港施設小規模修繕等業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	10,000千円 (委託予定額 40,000千円) 令和5年度計上予算額 30,000千円)
50 街路事業設計業務委託契約 (田中青木線)	令和5年度から 令和6年度まで	50,000千円 (委託予定額 80,000千円) 令和5年度計上予算額 30,000千円)
51 運転免許端末等賃貸借契約	令和5年度から 令和11年度まで	1,674,200千円 (賃貸借予定額 1,674,200千円) 令和5年度計上予算額 0千円)
52 自動車保管場所証明ワンス トップサービス・システム賃 貸借契約	令和5年度から 令和11年度まで	236,700千円 (賃貸借予定額 236,700千円) 令和5年度計上予算額 0千円)
53 下田警察署庁舎建築設計業 務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	150,000千円 (委託予定額 188,000千円) 令和5年度計上予算額 38,000千円)
54 大仁警察署庁舎解体工事契 約	令和5年度から 令和6年度まで	66,000千円 (工事予定額 74,000千円) 令和5年度計上予算額 8,000千円)
55 下田警察署庁舎等建設事業 に係る改修工事契約	令和5年度から 令和6年度まで	182,000千円 (工事予定額 182,000千円) 令和5年度計上予算額 0千円)
56 交番・駐在所建築工事契約 (裾野警察署(仮称)深良交 番ほか5件)	令和5年度から 令和6年度まで	552,000千円 (工事予定額 552,000千円) 令和5年度計上予算額 0千円)
57 警察職員住宅解体工事契約 (熱海警察署滝知山公舎ほか 1件)	令和5年度から 令和6年度まで	73,000千円 (工事予定額 73,000千円) 令和5年度計上予算額 0千円)

58 教育総合ネットワークシステムサーバ機器等賃貸借契約	令和5年度から 令和10年度まで	678,500千円 ( 賃貸借予定額 678,500千円 ) ( 令和5年度計上予算額 0千円 )
59 地盤変動影響調査委託契約 (佐久間地区教職員住宅)	令和5年度から 令和6年度まで	4,400千円 ( 委託予定額 4,400千円 ) ( 令和5年度計上予算額 0千円 )
60 特別支援学校校舎建築設計委託契約 (中東遠・浜松地区新特別支援学校)	令和5年度から 令和6年度まで	510,000千円 ( 委託予定額 567,000千円 ) ( 令和5年度計上予算額 57,000千円 )
61 高等学校校舎建築設計委託契約 (沼津東高等学校)	令和5年度から 令和6年度まで	652,000千円 ( 委託予定額 725,000千円 ) ( 令和5年度計上予算額 73,000千円 )
62 特別支援学校校舎建築設計委託契約 (静岡北特別支援学校)	令和5年度から 令和6年度まで	578,000千円 ( 委託予定額 643,000千円 ) ( 令和5年度計上予算額 65,000千円 )
63 高等学校仮設校舎賃貸借契約 (浜松工業高等学校)	令和5年度から 令和9年度まで	26,400千円 ( 賃貸借予定額 39,200千円 ) ( 令和5年度計上予算額 12,800千円 )
64 高等学校仮設校舎賃貸借契約 (静岡東高等学校)	令和5年度から 令和10年度まで	422,200千円 ( 賃貸借予定額 422,200千円 ) ( 令和5年度計上予算額 0千円 )
65 高等学校校舎改修工事契約 (志榛地区新構想高等学校その1)	令和5年度から 令和6年度まで	310,000千円 ( 工事予定額 310,000千円 ) ( 令和5年度計上予算額 0千円 )
66 特別支援学校校舎改修工事契約 (静岡地区新特別支援学校)	令和5年度から 令和6年度まで	131,000千円 ( 工事予定額 219,000千円 ) ( 令和5年度計上予算額 88,000千円 )
67 高等学校校舎解体工事契約 (清水東高等学校)	令和5年度から 令和6年度まで	199,000千円 ( 工事予定額 249,000千円 ) ( 令和5年度計上予算額 50,000千円 )

68 高等学校校舎改修工事契約 (清水東高等学校)	令和5年度から 令和6年度まで	86,000千円 ( 工事予定額 86,000千円 令和5年度計上予算額 0千円 )
69 高等学校校舎改修工事契約 (島田高等学校)	令和5年度から 令和6年度まで	1,504,000千円 ( 工事予定額 1,672,000千円 令和5年度計上予算額 168,000千円 )
70 高等学校校舎建築工事契約 (富士宮東高等学校)	令和5年度から 令和6年度まで	1,601,000千円 ( 工事予定額 1,723,000千円 令和5年度計上予算額 122,000千円 )
71 高等学校校舎建築工事契約 (富士宮北高等学校)	令和5年度から 令和6年度まで	1,272,000千円 ( 工事予定額 1,368,000千円 令和5年度計上予算額 96,000千円 )
72 高等学校校舎建築工事契約 (清水西高等学校)	令和5年度から 令和6年度まで	2,314,000千円 ( 工事予定額 2,517,000千円 令和5年度計上予算額 203,000千円 )
73 高等学校校舎建築工事契約 (焼津中央高等学校)	令和5年度から 令和7年度まで	2,225,000千円 ( 工事予定額 2,225,000千円 令和5年度計上予算額 0千円 )
74 高等学校校舎解体工事契約 (浜松工業高等学校)	令和5年度から 令和6年度まで	78,000千円 ( 工事予定額 78,000千円 令和5年度計上予算額 0千円 )
75 高等学校校舎建築工事契約 (静岡東高等学校)	令和5年度から 令和6年度まで	12,000千円 ( 工事予定額 12,000千円 令和5年度計上予算額 0千円 )
76 高等学校校舎改修工事契約 (静岡東高等学校)	令和5年度から 令和6年度まで	73,000千円 ( 工事予定額 73,000千円 令和5年度計上予算額 0千円 )
77 高等学校校舎改修工事契約 (浜松南高等学校)	令和5年度から 令和6年度まで	51,000千円 ( 工事予定額 73,000千円 令和5年度計上予算額 22,000千円 )

78 高等学校校舎建築設計委託契約（志榛地区新構想高等学校）	令和5年度から 令和6年度まで	94,000千円 （委託予定額 105,000千円） （令和5年度計上予算額 11,000千円）
79 高等学校校舎改修工事契約（志榛地区新構想高等学校その2）	令和5年度から 令和6年度まで	199,000千円 （工事予定額 199,000千円） （令和5年度計上予算額 0千円）
80 高等学校校舎改修工事契約（清水南高等学校）	令和5年度から 令和6年度まで	89,000千円 （工事予定額 128,000千円） （令和5年度計上予算額 39,000千円）
81 新県立中央図書館木材調達支援業務委託契約	令和5年度から 令和6年度まで	3,600千円 （委託予定額 5,200千円） （令和5年度計上予算額 1,600千円）
82 県立中央図書館総合電算管理システムサーバ等賃貸借契約	令和5年度から 令和6年度まで	21,700千円 （賃貸借予定額 45,600千円） （令和5年度計上予算額 23,900千円）
83 過年災害農林水産施設復旧事業工事契約	令和5年度から 令和6年度まで	30,000千円 （工事予定額 80,000千円） （令和5年度計上予算額 50,000千円）
84 過年災害土木施設復旧事業工事契約	令和5年度から 令和6年度まで	1,019,000千円 （工事予定額 1,592,000千円） （令和5年度計上予算額 573,000千円）
85 農林水産業災害対策資金の利子補給	令和5年度から 令和11年度まで	1,150千円

第 3 表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地震対策事業費	千円 303,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は一般歳入又はその他の収入をもって支弁する。
脱炭素推進事業費	615,000	又は	以 内	
出先機関庁舎等整備費	1,498,000	証券発行		
公有林整備費	67,000	(他の地		
スポーツ施設整備事業費	353,000	方公共団		
文化学術施設整備事業費	1,136,000	体との共		
観光施設整備事業費	483,000	同発行を		
空港整備事業費	662,000	含む)		
社会福祉会館整備事業費	2,000			
老人福祉施設整備事業費	573,000			
児童福祉施設整備事業費	116,000			
障害者施設整備事業費	98,000			
看護職員養成所施設整備事業費	133,000			
地方独立行政法人静岡県立病院 機構事業費	5,643,000			
職業能力開発施設整備事業費	73,000			
工業技術研究所整備事業費	253,000			
先端農業推進拠点整備事業費	5,000			
農林技術研究所整備事業費	468,000			
農林環境専門職大学整備事業費	126,000			
食肉センター再編整備事業費	229,000			
土地改良事業費	2,679,000			
耕地災害防止施設費	549,000			
緊急浚渫推進事業費	2,730,000			
自然災害防止事業費	475,000			
育種場設備整備事業費	8,000			
林道事業費	586,000			
臨時林道整備事業費	98,000			
治山事業費	1,506,000			
緊急自然災害防止対策事業費	8,298,000			
沿岸漁場整備費	39,000			
魚介類種苗生産施設整備費	27,000			
水産・海洋技術研究所等整備費	104,000			

道路事業費	4,368,000			
臨時県道整備事業費	16,257,000			
河川事業費	3,841,000			
臨時河川整備事業費	1,566,000			
海岸保全事業費	753,000			
砂防事業費	2,005,000			
港湾事業費	2,468,000			
漁港整備費	636,000			
漁港海岸保全費	151,000			
地域鉄道対策事業費	149,000			
都市公園整備費	301,000			
地震防災事業費	218,000			
警察施設整備費	2,383,000			
臨時高等学校施設整備費	9,652,000			
特別支援学校施設整備費	703,000			
県有施設改善事業費	183,000			
大学施設整備事業費	244,000			
国直轄土地改良事業費	652,000			
国直轄治山事業費	594,000			
国直轄道路事業費	5,276,000			
国直轄河川事業費	1,276,000			
国直轄海岸保全事業費	728,000			
国直轄砂防事業費	2,042,000			
国直轄港湾事業費	1,831,000			
現年災害観光施設復旧費	30,000			
過年災害空港施設復旧費	20,000			
現年災害空港施設復旧費	30,000			
過年災害社会福祉施設復旧費	7,000			
現年災害社会福祉施設復旧費	66,000			
過年災害農林水産施設復旧費	34,000			
現年災害農林水産施設復旧費	413,000			
過年災害土木復旧費	3,368,000			
現年災害土木復旧費	2,089,000			
国直轄災害復旧費	393,000			
現年災害教育施設復旧費	163,000			
臨時財政対策	22,000,000			
計	116,825,000			

第 2 号議案

## 令和 5 年度静岡県公債管理特別会計予算

令和 5 年度静岡県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ491,054,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入	1 財産運用収入	1,646,000
		1,646,000
2 繰入金	1 一般会計繰入金	290,508,000
	2 基金繰入金	190,760,000
		99,748,000
3 県債	1 県債	198,900,000
		198,900,000
歳 入 合 計		491,054,000

歲 出

款	項	金 額
1 公債費		491,054,000
	1 公債費	491,054,000
歲 出 合 計		491,054,000

第 3 号 議 案

## 令和 5 年度 静岡県自動車税等証紙徴収事務特別会計予算

令和 5 年度 静岡県の自動車税等証紙徴収事務特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,168,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 証紙収入	1 証紙収入	3,168,000
歳 入 合 計		3,168,000

歳 出

款	項	金 額
1 繰出金		3,168,000
	1 一般会計繰出金	3,168,000
歳 出 合 計		3,168,000

## 令和 5 年度静岡県県営住宅事業特別会計予算

令和 5 年度静岡県の県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,349,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(県 債)

第 3 条 法第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 県債」による。

## 第1表

# 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		3,715,210
	1 使用料	3,715,210
2 国庫支出金		3,817,876
	1 国庫補助金	3,817,876
3 財産収入		6,776
	1 財産運用収入	6,776
4 繰入金		2,053,178
	1 一般会計繰入金	883,000
	2 基金繰入金	1,170,178
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		81,960
	1 雑入	81,960
7 県債		4,673,000
	1 県債	4,673,000
歳入合計		14,349,000

歳 出

款	項	金 額
1 県営住宅事業費		11,297,548
	1 県営住宅管理費	3,361,904
	2 県営住宅整備費	7,881,000
	3 積立金	54,644
2 災害対策費		30,000
	1 県営住宅復旧費	30,000
3 公債費		2,951,452
	1 公債費	2,951,452
4 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		14,349,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
1 県営住宅総合再生整備事業 設計業務委託契約（七尾団地 ほか 3 件）	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	（委託予定額 令和 5 年度計上予算額	78,000千円 109,000千円 31,000千円）
2 県営住宅総合再生整備事業 工事契約（七尾団地ほか 2 件）	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	（工事予定額 令和 5 年度計上予算額	1,362,000千円 3,271,000千円 1,909,000千円）
3 県営住宅総合再生整備事業 工事契約（興津団地ほか 1 件）	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	（工事予定額 令和 5 年度計上予算額	2,364,000千円 2,364,000千円 0千円）

第 3 表

## 県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	千円 3,673,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	3,673,000			

## 令和 5 年度静岡県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 5 年度静岡県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ637,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰越金		57,084
	1 繰越金	57,084
2 諸収入		579,916
	1 預金利子	11
	2 貸付金元利収入	571,488
	3 雑入	8,417
歳 入 合 計		637,000

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金費		439,000
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	360,000
	2 諸費	5,000
	3 一般会計繰出金	74,000
2 公債費		148,000
	1 公債費	148,000
3 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		637,000

## 令和 5 年度静岡県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

令和 5 年度静岡県の心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ658,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

## 第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国庫支出金		113,275
	1 国庫補助金	113,275
2 繰入金		121,830
	1 一般会計繰入金	121,830
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		422,894
	1 預金利子	1
	2 雑入	422,893
歳 入 合 計		658,000

歳 出

款	項	金 額
1 扶養共済事業費		657,850
	1 扶養年金費	654,069
	2 諸費	3,781
2 予備費		150
	1 予備費	150
歳 出 合 計		658,000

## 令和 5 年度静岡県国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度静岡県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 309,100,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

## 第1表

# 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		96,941,837
	1 負担金	96,941,837
2 国庫支出金		77,418,105
	1 国庫負担金	58,407,178
	2 国庫補助金	19,010,927
3 前期高齢者交付金		113,910,758
	1 前期高齢者交付金	113,910,758
4 共同事業交付金		689,059
	1 共同事業交付金	689,059
5 財産収入		3,569
	1 財産運用収入	3,569
6 繰入金		19,761,664
	1 他会計繰入金	18,478,732
	2 基金繰入金	1,282,932
7 繰越金		194,612
	1 繰越金	194,612

8 諸収入		180,396
	1 預金利子	3,400
	2 雑入	176,996
歳 入 合 計		309,100,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		6,970
	1 総務管理費	6,216
	2 運営協議会費	754
2 保険給付費等交付金		243,373,324
	1 保険給付費等交付金	243,373,324
3 後期高齢者支援金等		48,407,792
	1 後期高齢者支援金等	48,407,792
4 前期高齢者納付金等		109,864
	1 前期高齢者納付金等	109,864
5 介護納付金		15,958,460
	1 介護納付金	15,958,460
6 病床転換支援金等		200
	1 病床転換支援金等	200
7 共同事業拠出金		689,399
	1 共同事業拠出金	689,399
8 保健事業費		200,000
	1 保健事業費	200,000

9 基金積立金		3,569
	1 基金積立金	3,569
10 諸支出金		255,051
	1 償還金及び還付加算金	255,051
11 予備費		95,371
	1 予備費	95,371
歳 出 合 計		309,100,000

第 8 号 議 案

## 令和 5 年度 静岡県 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計予算

令和 5 年度 静岡県 の 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計 の 予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,410,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(県 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 県債」による。

第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		96,497
	1 一般会計繰入金	96,497
2 繰越金		177,518
	1 繰越金	177,518
3 諸収入		1,032,599
	1 預金利子	1
	2 貸付金元利収入	1,032,247
	3 雑入	351
4 県債		1,103,386
	1 県債	1,103,386
歳入合計		2,410,000

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業高度化等事業費		1,585,336
	1 中小企業高度化資金等貸付金	1,379,233
	2 諸費	16,200
	3 一般会計繰出金	189,903
2 公債費		824,664
	1 公債費	824,664
歳 出 合 計		2,410,000

第 2 表

## 県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金等貸付金	千円 1,103,386	普通貸借	10.0 % 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構 の定める融資条件による。
計	1,103,386			

## 令和 5 年度静岡県林業改善資金特別会計予算

令和 5 年度静岡県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 330,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰越金		169,004
	1 繰越金	169,004
2 諸収入		160,996
	1 預金利子	594
	2 貸付金元利収入	110,400
	3 雑入	50,002
歳 入 合 計		330,000

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金費		191,027
	1 林業改善資金貸付金	40,000
	2 木材産業等高度化推進資金貸付金	100,000
	3 諸費	1,023
	4 木材産業等高度化資金借入金償還金	50,004
2 予備費		138,973
	1 予備費	138,973
歳 出 合 計		330,000

## 令和5年度静岡県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和5年度静岡県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		952
	1 一般会計繰入金	952
2 繰越金		131,394
	1 繰越金	131,394
3 諸収入		28,654
	1 預金利子	735
	2 貸付金元金収入	27,919
歳 入 合 計		161,000

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金費		53,752
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	52,800
	2 諸費	952
2 予備費		107,248
	1 予備費	107,248
歳 出 合 計		161,000

## 令和5年度静岡県清水港等港湾整備事業特別会計予算

令和5年度静岡県の清水港等港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,198,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(県債)

第3条 法第230条第1項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 県債」による。

## 第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		2,999,253
	1 使用料	2,999,253
2 財産収入		365,809
	1 財産運用収入	365,809
3 繰入金		352,000
	1 一般会計繰入金	98,000
	2 基金繰入金	254,000
4 諸収入		162,938
	1 預金利子	1
	2 貸付金元利収入	24,816
	3 雑入	138,121
5 県債		4,318,000
	1 県債	4,318,000
歳入合計		8,198,000

歲 出

款	項	金 額
1 港湾事業費		6,059,209
	1 港湾管理費	2,355,209
	2 施設整備費	3,704,000
2 公債費		2,118,791
	1 公債費	2,118,791
3 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歲 出 合 計		8,198,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
1 港湾施設小規模修繕等業務委託契約	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	( 委託予定額 令和 5 年度計上予算額	10,000千円 40,000千円 30,000千円)
2 低環境負荷型業務艇事業工事契約	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	( 工事予定額 令和 5 年度計上予算額	120,000千円 300,000千円 180,000千円)
3 清水港興津上屋整備事業工事契約	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	( 工事予定額 令和 5 年度計上予算額	957,000千円 1,072,000千円 115,000千円)
4 陸上電力供給施設整備事業工事契約	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	( 工事予定額 令和 5 年度計上予算額	330,000千円 330,000千円 0千円)

第 3 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清 水 港 施 設 整 備 費	千円 3,180,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
清 水 港 埠 頭 整 備 費	795,000	又 は	以 内	
田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	145,000	証 券 発 行		
田 子 の 浦 港 埠 頭 整 備 費	59,000			
御 前 崎 港 施 設 整 備 費	89,000			
御 前 崎 港 埠 頭 整 備 費	50,000			
計	4,318,000			

## 令和5年度静岡県物品調達事務等特別会計予算

令和5年度静岡県の物品調達事務等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,223,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入	1 諸収入	2,223,000
	2 雑入	2,222,176
歳 入 合 計		824
		2,223,000

歲 出

款	項	金 額
1 集中管理費		2,223,000
	1 集中管理費	2,223,000
歲 出 合 計		2,223,000

## 令和5年度静岡県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度静岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 総配水量	200,709,441 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(ア) 柿田川工業用水道	36,635,310 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(イ) ふじさん工業用水道	117,786,358 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(ウ) 静清工業用水道	17,156,974 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(エ) 中遠工業用水道	12,221,493 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(オ) 西遠工業用水道	10,939,542 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(カ) 湖西工業用水道	5,969,764 <sup>m<sup>3</sup></sup>
2 1日平均配水量	548,385 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(ア) 柿田川工業用水道	100,096 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(イ) ふじさん工業用水道	321,820 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(ウ) 静清工業用水道	46,877 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(エ) 中遠工業用水道	33,392 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(オ) 西遠工業用水道	29,889 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(カ) 湖西工業用水道	16,311 <sup>m<sup>3</sup></sup>
3 給水工場数	335か所
(ア) 柿田川工業用水道	4か所
(イ) ふじさん工業用水道	103か所
(ウ) 静清工業用水道	73か所
(エ) 中遠工業用水道	55か所
(オ) 西遠工業用水道	78か所

(カ) 湖西工業用水道	22か所
4 建設改良事業	2,977,803千円
(ア) 柿田川工業用水道	131,367千円
(イ) ふじさん工業用水道	1,808,575千円
(ウ) 静清工業用水道	299,837千円
(エ) 中遠工業用水道	214,562千円
(オ) 西遠工業用水道	443,462千円
(カ) 湖西工業用水道	80,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	工業用水道事業収益	5,065,744千円
第1項	営業収益	4,760,816千円
第2項	営業外収益	198,767千円
第3項	特別利益	106,161千円

支 出

第1款	工業用水道事業費用	5,064,179千円
第1項	営業費用	4,954,929千円
第2項	営業外費用	106,250千円
第3項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,483,565千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額268,666千円、建設改良積立金135,382千円、過年度分損益勘定留保資金2,960,326千円及び当年度分損益勘定留保資金119,191千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	4,026,256千円
-----	-------	-------------

第1項	企 業 債	2,125,000千円
第2項	国 庫 補 助 金	59,100千円
第3項	補 償 金	36,000千円
第4項	負 担 金	4,500千円
第5項	投資有価証券償還金	1,800,000千円
第6項	固定資産売却代金	1,656千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	7,509,821千円
第1項	建 設 改 良 費	2,977,803千円
第2項	固 定 資 産 取 得 費	22,826千円
第3項	投 資	3,500,000千円
第4項	企 業 債 償 還 金	1,008,425千円
第5項	国 庫 補 助 金 返 還 金	767千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 ふじさん工業用水道事業工事契約（蒲原取水場取水ポンプ改築工事ほか8件）	令和5年度から 令和6年度まで	436,000千円 （工事予定額 592,000千円） （令和5年度計上予算額 156,000千円）
2 ふじさん工業用水道事業包括委託契約（ふじさん工業用水道事業包括委託）	令和5年度から 令和12年度まで	13,700,000千円 （包括委託予定額 13,700,000千円） （令和5年度計上予算額 0千円）
3 ふじさん工業用水道事業整備運営契約（厚原浄水場汚泥処理施設整備運営事業）	令和5年度から 令和21年度まで	2,080,000千円 （整備運営事業予定額 2,100,000千円） （令和5年度計上予算額 20,000千円）

4 静清工業用水道事業工事契約（袖師線配水管布設替工事（管更生工）ほか1件）	令和5年度から 令和6年度まで	185,000千円 （工事予定額 260,000千円） （令和5年度計上予算額 75,000千円）
5 中遠工業用水道事業工事契約（磐田台地北支線配水管布設替工事ほか2件）	令和5年度から 令和6年度まで	291,000千円 （工事予定額 361,000千円） （令和5年度計上予算額 70,000千円）
6 西遠工業用水道事業設計業務委託契約（初生幹線ほか管路更新計画策定業務委託）	令和5年度から 令和6年度まで	40,000千円 （委託予定額 40,000千円） （令和5年度計上予算額 0千円）
7 西遠工業用水道事業工事契約（西部連絡管配水管布設替工事ほか1件）	令和5年度から 令和6年度まで	265,000千円 （工事予定額 313,000千円） （令和5年度計上予算額 48,000千円）
8 西遠工業用水道事業整備維持契約（秋葉取水口水管理システム整備維持事業）	令和5年度から 令和16年度まで	374,000千円 （整備維持事業予定額 374,000千円） （令和5年度計上予算額 0千円）
9 湖西工業用水道事業工事契約（梅田浄水場沈殿池緩速攪拌機改築工事）	令和5年度から 令和6年度まで	70,000千円 （工事予定額 70,000千円） （令和5年度計上予算額 0千円）

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
柿田川工業用水道建設費	千円 117,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
ふじさん工業用水道建設費	1,176,000	又は	以内	
静清工業用水道建設費	259,000	証券発行		
中遠工業用水道建設費	191,000			
西遠工業用水道建設費	302,000			
湖西工業用水道建設費	80,000			
計	2,125,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 594,542千円

(2) 交際費 100千円

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、26,096千円と定める。

## 令和5年度静岡県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度静岡県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	総配水量	74,737,200m <sup>3</sup>
	(ア) 駿豆水道	8,784,000m <sup>3</sup>
	(イ) 榛南水道	5,233,800m <sup>3</sup>
	(ウ) 遠州水道	60,719,400m <sup>3</sup>
2	1日平均配水量	204,200m <sup>3</sup>
	(ア) 駿豆水道	24,000m <sup>3</sup>
	(イ) 榛南水道	14,300m <sup>3</sup>
	(ウ) 遠州水道	165,900m <sup>3</sup>
3	給水対象数	10市町
	(ア) 駿豆水道	3市町
	(イ) 榛南水道	2市
	(ウ) 遠州水道	5市町
4	建設改良事業	2,353,300千円
	(ア) 駿豆水道	228,557千円
	(イ) 榛南水道	233,991千円
	(ウ) 遠州水道	1,890,752千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第1款	水道事業収益	7,056,000千円
-----	--------	-------------

第1項	営業収益	6,531,537千円
第2項	営業外収益	524,463千円
	支出	
第1款	水道事業費用	6,834,801千円
第1項	営業費用	6,485,266千円
第2項	営業外費用	346,535千円
第3項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,584,199千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額210,148千円、建設改良積立金177,986千円、過年度分損益勘定留保資金3,709,474千円及び当年度分損益勘定留保資金486,591千円で補填するものとする。）。

	収入	
第1款	資本的収入	1,118,000千円
第1項	企業債	254,000千円
第2項	補助金	64,000千円
第3項	投資有価証券償還金	800,000千円
	支出	
第1款	資本的支出	5,702,199千円
第1項	建設改良費	2,353,300千円
第2項	固定資産取得費	22,326千円
第3項	投資	2,300,000千円
第4項	企業債償還金	1,012,573千円
第5項	補助金返還金	14,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 駿豆水道用水供給事業工事契約（中島浄水場1号送水ポンプ用モーター改築工事ほか1件）	令和5年度から 令和6年度まで	319,000千円 （工事予定額 319,000千円） （令和5年度計上予算額 0千円）
2 遠州広域水道用水供給事業工事契約（都田浄水場2系濃縮槽設備改築工事ほか5件）	令和5年度から 令和7年度まで	856,000千円 （工事予定額 940,000千円） （令和5年度計上予算額 84,000千円）
3 遠州広域水道用水供給事業整備維持契約（都田浄水場ほか中央監視設備整備維持事業）	令和5年度から 令和17年度まで	890,000千円 （整備維持事業予定額 890,000千円） （令和5年度計上予算額 0千円）

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
榛南水道建設費 遠州水道建設費	千円 118,000 136,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	254,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 646,040千円

(2) 交際費 100千円

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、12,181千円と定める。

## 令和5年度静岡県地域振興整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度静岡県地域振興整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	開発整備用土地取得	取得面積	350,700㎡
2	開発整備	開発面積	498,510㎡
3	開発土地供給	供給面積	17,810㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	開発整備事業収益	85,000千円
第1項	営業収益	80,000千円
第2項	営業外収益	3,000千円
第3項	特別利益	2,000千円
支 出		
第1款	開発整備事業費用	248,507千円
第1項	営業費用	181,727千円
第2項	営業外費用	63,780千円
第3項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,277,493千円は、繰越工事資金1,079,658千円及び過年度分損益勘定留保資金197,835千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	2,495,000千円
第1項	負 担 金	75,000千円
第2項	牧之原萩間地区事業収入	1,384,000千円
第3項	長泉東野地区事業収入	376,000千円
第4項	湖西内山地区事業収入	120,000千円
第5項	新規用地事業収入	540,000千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	3,772,493千円
第1項	建 設 改 良 費	3,272,045千円
第2項	固 定 資 産 取 得 費	448千円
第3項	投 資	500,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 長泉東野工業用地工事契約 (基盤造成工事)	令和5年度から 令和6年度まで	180,000千円 (工事予定額 300,000千円) (令和5年度計上予算額 120,000千円)
2 長泉東野工業用地業務委託 契約(埋蔵文化財本発掘調査 業務委託)	令和5年度から 令和6年度まで	25,000千円 (委託予定額 130,000千円) (令和5年度計上予算額 105,000千円)
3 湖西内山工業団地業務委託 契約(実施設計・電算帳票業 務委託)	令和5年度から 令和6年度まで	35,000千円 (委託予定額 50,000千円) (令和5年度計上予算額 15,000千円)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 148,404千円

(2) 交際費 100千円

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1	取得する資産	土地 開発整備用土地	340,000㎡

## 令和5年度静岡県立静岡がんセンター事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度静岡県立静岡がんセンター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 事業計画	(1) 病床数	615床
	一般病床	615床
	(2) 患者数	
	年間延患者数	563,013人
	外来患者	358,182人
	入院患者	204,831人
	1日平均患者数	2,034人
	外来患者	1,474人
	入院患者	560人
2 建設計画	(1) 建設改良工事	2,525,319千円
	(2) 器械器具及び備品購入	1,663,570千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	病院事業収益	43,009,525千円
第1項	医業収益	35,510,455千円
第2項	医業外収益	7,494,070千円
第3項	特別利益	5,000千円
第2款	研究所事業収益	878,952千円
第1項	研究所収益	878,952千円

支 出

第1款	病 院 事 業 費 用	43,009,525千円
第1項	医 業 費 用	41,465,525千円
第2項	医 業 外 費 用	1,539,000千円
第3項	特 別 損 失	5,000千円
第2款	研 究 所 事 業 費 用	998,165千円
第1項	研 究 所 費 用	998,165千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,782,075千円は、過年度分損益勘定留保資金2,782,075千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	病 院 資 本 的 収 入	4,552,976千円
第1項	企 業 債	3,943,000千円
第2項	基 金 繰 入 金	1,000千円
第3項	受 託 金	165,000千円
第4項	投 資 有 価 証 券 償 還 金	443,976千円
第2款	研 究 所 資 本 的 収 入	297,259千円
第1項	企 業 債	42,000千円
第2項	他 会 計 負 担 金	2,000千円
第3項	受 託 金	33,000千円
第4項	出 資 金	220,259千円

支 出

第1款	病 院 資 本 的 支 出	7,335,050千円
第1項	建 設 改 良 費	4,111,889千円
第2項	企 業 債 償 還 金	3,198,806千円
第3項	長 期 貸 付 金	21,600千円
第4項	敷 金 ・ 保 証 金	2,755千円

第2款	研究所資本的支出	297,260千円
第1項	建設改良費	77,000千円
第2項	企業債償還金	220,260千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 静岡がんセンター施設整備事業工事契約	令和5年度から 令和6年度まで	698,000千円 ( 工事予定額 1,160,000千円 ) ( 令和5年度計上予算額 462,000千円 )
2 静岡がんセンター陽子線治療装置中期更新事業工事契約	令和5年度から 令和6年度まで	86,000千円 ( 工事予定額 86,000千円 ) ( 令和5年度計上予算額 0千円 )

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
静岡がんセンター医療機器整備費 静岡がんセンター整備費 静岡がんセンター研究所整備費	千円 1,420,000 2,523,000 42,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	3,985,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 14,998,234千円

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、605,718千円である。

(棚卸資産購入限度額)

第11条 棚卸資産の購入限度額は、19,529,449千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器械備品	注射薬自動払出しシステム	1

## 令和5年度静岡県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度静岡県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間総処理水量	30,777,000m <sup>3</sup>
	(ア) 狩野川東部流域下水道	11,287,000m <sup>3</sup>
	(イ) 狩野川西部流域下水道	19,490,000m <sup>3</sup>
2	1日平均処理水量	84,090m <sup>3</sup>
	(ア) 狩野川東部流域下水道	30,839m <sup>3</sup>
	(イ) 狩野川西部流域下水道	53,251m <sup>3</sup>
3	流域関連市町数	8市町
	(ア) 狩野川東部流域下水道	3市町
	(イ) 狩野川西部流域下水道	5市町
4	建設改良事業	1,358,700千円
	(ア) 狩野川東部流域下水道	478,000千円
	(イ) 狩野川西部流域下水道	880,700千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	流域下水道事業収益	5,127,872千円
第1項	営業収益	2,969,340千円
第2項	営業外収益	2,158,532千円

支 出

第1款	流域下水道事業費用	4,848,064千円
第1項	営業費用	4,618,679千円
第2項	営業外費用	226,385千円
第3項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額615,561千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,000千円、減債積立金142,228千円、建設改良積立金39,196千円、過年度分損益勘定留保資金36,157千円、当年度分損益勘定留保資金321,248千円及び繰越利益剰余金処分量36,732千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	1,268,375千円
第1項	企業債	287,000千円
第2項	国庫補助金	652,250千円
第3項	負担金	329,125千円

支 出

第1款	資本的支出	1,883,936千円
第1項	建設改良費	1,358,700千円
第2項	固定資産取得費	6,425千円
第3項	企業債償還金	518,811千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 流域下水道事業下水汚泥処理業務委託契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	令和5年度から 令和7年度まで	1,160,000千円 （委託予定額 1,160,000千円） （令和5年度計上予算額 0千円）
2 流域下水道事業道路管理業務委託契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	令和5年度から 令和6年度まで	4,000千円 （委託予定額 14,000千円） （令和5年度計上予算額 10,000千円）
3 流域下水道事業設備整備工事契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	令和5年度から 令和6年度まで	150,000千円 （工事予定額 150,000千円） （令和5年度計上予算額 0千円）
4 流域下水道事業工事契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	令和5年度から 令和6年度まで	1,174,000千円 （工事予定額 1,624,000千円） （令和5年度計上予算額 450,000千円）

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
狩野川東部流域下水道建設費 狩野川西部流域下水道建設費	千円 83,000 204,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	287,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における営業費用、営業外費用相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 166,264千円

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,845千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金36,732千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 36,732千円